

北海道教育委員会 公報

平成28年5月17日
(火曜日)

第6165号

目次

告示	
○公印の廃止について	1
○公印の作成について	3
○公印の作成について	3
正誤	
○平成28年3月31日付け第6163号の正誤について	6
○平成28年3月31日付け号外の正誤について	15




告 示






北海道教育委員会告示第29号


次の公印を、平成28年3月31日限りで廃止した。

平成28年5月17日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

公 印 の 種 別	規 格	印 影
北海道熊石高等学校の印	45mm平方	
北海道熊石高等学校の印	30mm平方	
北海道熊石高等学校長の印	20mm平方	

北海道奥尻高等学校の印	45mm平方	
北海道奥尻高等学校の印	30mm平方	
北海道奥尻高等学校長の印	20mm平方	
北海道旭川凌雲高等学校の印	45mm平方	
北海道旭川凌雲高等学校の印	30mm平方	




北海道旭川凌雲高等学校長の印	20mm平方	

北海道教育委員会告示第30号

次の公印を作成し、平成28年 4月 1日その使用を開始した。

平成28年 5月17日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

公印の種別	規 格	印 影
北海道旭川永嶺高等学校の印	45mm平方	
北海道旭川永嶺高等学校の印	30mm平方	
北海道旭川永嶺高等学校長の印	20mm平方	

北海道教育委員会告示第31号






次の公印を作成し、平成28年 4月 1日その使用を開始した。



平成28年 5月17日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

--	--	--

公 印 の 種 別	規 格	印 影
北海道札幌伏見支援学校の印	45mm平方	
北海道札幌伏見支援学校の印	30mm平方	
北海道札幌伏見支援学校長の印	20mm平方	
北海道札幌あいの里高等支援学校の印	45mm平方	
北海道札幌あいの里高等支援学校の印	30mm平方	

北海道札幌あいの里高等支援学校長の印	20mm平方	
北海道旭川高等支援学校の印	45mm平方	
北海道旭川高等支援学校の印	30mm平方	
北海道旭川高等支援学校長の印	20mm平方	
北海道新得高等支援学校の印	45mm平方	

北海道新得高等支援学校の印	30mm平方	
北海道新得高等支援学校長の印	20mm平方	

正 誤

平成28年 3月31日付け第6163号に掲載の「北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則」（北海道教育委員会規則第5号）に次の誤りがあったので、訂正します。

第1条のうち第36条第1項第3号の表の改正規定中

(誤)

局	局長	上司の命を受け、局務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
	次長	局長を補佐し、局務を整理する。	
	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	

(正)

局	局長	上司の命を受け、局務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
	次長	局長を補佐し、局務を整理する。	
	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	

(誤)

局	局長	上司の命を受け、局務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
	次長	局長を補佐し、局務を整理する。	

	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	
	主幹	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	

(正)

局	局長	上司の命を受け、局務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
	次長	局長を補佐し、局務を整理する。	
	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	
	主幹	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	

第2条のうち第2条の表の改正規定中

(誤)

部	部長	上司の命を受け、部の事務をつかさどる。	事務職員
	副参与	上司の命を受け、特命の事務をつかさどる。	
	研究主幹	上司の命を受け、部の事務を整理する。	
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務をつかさどる。	

(正)

部	部長	上司の命を受け、部の事務をつかさどる。	事務職員
	副参与	上司の命を受け、特命の事務をつかさどる。	
	研究主幹	上司の命を受け、部の事務を整理する。	
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務をつかさどる。	

(誤)

部	部長	上司の命を受け、部の事務をつかさどる。	事務職員
	副参与	上司の命を受け、特命の事務をつかさどる。	
	研究主幹	上司の命を受け、部の事務を整理する。	
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	主任研究研	上司の命を受け、教育に関す	

	修主事	る調査研究及び研修に関する事務を処理する。	
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。	

(正)

部	部長	上司の命を受け、部の事務をつかさどる。	事務職員
	副参与	上司の命を受け、特命の事務をつかさどる。	
	研究主幹	上司の命を受け、部の事務を整理する。	
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	主任研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務を処理する。	
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。	

(誤)

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
	副主幹	上司の命を受け、所掌事務を整理する。	
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務をつかさどる。	
	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

(正)

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	
	副主幹	上司の命を受け、所掌事務を整理する。	
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務をつかさどる。	
	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

(誤)

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	主任研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務を処理する。	
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

(正)

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	主任研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務を処理する。	
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

第3条のうち第2条の表の改正規定中

(誤)

課	課長	上司の命を受け、所長の指定する事務をつかさどる。	事務職員
庶務課	主査	上司の命を受け、所長の指定する事務をつかさどる。	事務職員
	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	業務主任	上司の命を受け、担任の業務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
教育室	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	技術職員
	教育室長	上司の命を受け、教育室の事務をつかさどる。	
	研究員	上司の命を受け、特別支援教育、研修及び技術援助に関する事務に従事する。	

(正)

課	課長	上司の命を受け、所長の指定する事務をつかさどる。	事務職員
庶務課	主査	上司の命を受け、所長の指定する事務をつかさどる。	

	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	業務主任	上司の命を受け、担任の業務に従事する。	技術職員
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	事務職員
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
教育課	教育室長	上司の命を受け、教育室の事務をつかさどる。	
	研究員	上司の命を受け、特別支援教育に関する教育相談、調査研究、研修及び技術援助に関する事務に従事する。	

(誤)

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
庶務課	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
教育室	教育室長	上司の命を受け、教育室の事務をつかさどる。	
	主任研究員	上司の命を受け、特別支援教育に関する教育相談、調査研究、研修及び技術援助に関する事務を処理する。	
	研究員	上司の命を受け、特別支援教育に関する教育相談、調査研究、研修及び技術援助に関する事務に従事する。	

(正)

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
庶務課	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
教育課	教育室長	上司の命を受け、教育室の事務をつかさどる。	
	主任研究員	上司の命を受け、特別支援教育に関する教育相談、調査研究、研修及び技術援助に関する事務を処理する。	
	研究員	上司の命を受け、特別支援教育に関する教育相談、調査研究、研修及び技術援助に関する事務に従事する。	

第5条のうち第4条の表の改正規定中

(誤)

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
	副主幹	上司の命を受け、所掌事務を整理する。	
	企画主幹	上司の命を受け、課の事務のうち特定の事務に従事する。	
	主査	上司の命を受け、部長の指定する事務をつかさどる。	
	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

(正)

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
	副主幹	上司の命を受け、所掌事務を整理する。	
	企画主幹	上司の命を受け、課の事務のうち特定の事務に従事する。	
	主査	上司の命を受け、部長の指定する事務をつかさどる。	
	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

(誤)

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
	企画主幹	上司の命を受け、課の事務のうち特定の事務に従事する。	
	主査	上司の命を受け、部長の指定する事務をつかさどる。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

(正)

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
	企画主幹	上司の命を受け、課の事務のうち特定の事務に従事する。	
	主査	上司の命を受け、部長の指定する事務をつかさどる。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

第6条のうち第5条第1項第1号の表の改正規定中

(誤)

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
	副主幹	上司の命を受け、所掌事務を整理する。	

(正)

課	課長	上司の命を受け、課の事務を	
---	----	---------------	--

		つかさどる。	
	副主幹	上司の命を受け、所掌事務を整理する。	

(誤)

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
---	----	---------------------	------

(正)

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	
---	----	---------------------	--

(誤)

総務企画課	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	事務職員
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

(正)

総務企画課	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
総務企画課	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

(誤)

総務企画課	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	事務職員
-------	----	------------------	------

(正)

総務企画課	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
-------	----	------------------	--

(誤)

北海道立三岸好太郎美術館	館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	副館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を整理する。	
	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
	主査	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務のうち担任の事務をつかさどる。	
	主任学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項のうち、特に困難な事項をつかさどる。	
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

	学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。

(正)

北海道立三岸好太郎美術館	館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を掌理し、所属職員を監督する。
	副館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を整理する。
	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。
	主査	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務のうち担任の事務をつかさどる。
	主任学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項のうち、特に困難な事項をつかさどる。
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。
	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。
	学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。

(誤)

北海道立三岸好太郎美術館	館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	副館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を整理する。	
	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
	主査	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務のうち担任の事務をつかさどる。	
	主任学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、	

		保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項のうち、特に困難な事項をつかさどる。	
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。	
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

(正)

北海道立三岸好太郎美術館	館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を掌理し、所属職員を監督する。	
	副館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を整理する。	
	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
	主査	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務のうち担任の事務をつかさどる。	
	主任学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項のうち、特に困難な事項をつかさどる。	
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。	
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

第6条のうち第5条第1項第2号の表の改正規定中

(誤)

総務課	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	事務職員
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

(正)

総務課	指導主任	上司の命を受け、事務を処理	
-----	------	---------------	--

		するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

(誤)

総務課	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	事務職員
-----	----	------------------	------

(正)

総務課	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
-----	----	------------------	--

平成28年 3月31日付け第6163号に掲載の「教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令」（北海道教育委員会教育長訓令第9号）に次の誤りがあったので、訂正します。

(誤)

教育庁職員等健康管理規程（昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「前3号」を「前5号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(正)

教育庁職員等健康管理規程（昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条の2」を「第26条の3」に改める。

第11条の2第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「前3号」を「前5号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(誤)

第26条の2の次に次の1条を加える。

(正)

第3章中第26条の2の次に次の1条を加える。

平成28年 3月31日付け号外に掲載の「機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令」（北海道教育委員会教育長訓令第10号）に次の誤りがあったので、訂正します。

第3条の改正規定中

(誤)

目次

第1章 本庁（第1条－第3条）

第2章 教育局（第4条－第9条）

附則

第4条第1項中「並びに係」を「及び主幹並びに係」に改める。

(正)

目次

第1章 本庁（第1条－第3条）

第2章 教育局（第4条－第9条）

附則

第1章 本庁

第3条の次に次の章名を付する。

第2章 教育局

第4条第1項中「並びに係」を「及び主幹並びに係」に改める。

第5条のうち別表第3の改正規定中

(誤)

主幹を除く。

(正)

（主幹を除く。）